

厚木市技能職団体連絡協議会補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内の技能振興に努めるとともに技能職団体相互の連携と交流を深めることを目的に設立された厚木市技能職団体連絡協議会に対し、補助金を交付することについて、厚木市補助金等交付規則（昭和45年厚木市規則第5号）に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象及び補助額)

第2条 補助の対象とする経費は、厚木市技能職団体連絡協議会の運営及び事業に要する経費とする。

(補助金額)

第3条 補助金の額は、厚木市技能職団体連絡協議会の当該年度の総事業費の2分の1以内とする。

(交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする厚木市技能職団体連絡協議会の代表者（以下「申請者」という。）は、厚木市技能職団体連絡協議会補助金交付申請書（第1号様式）に事業計画書及び収支予算書を添えて、市長に提出しなければならない。

(交付の決定)

第5条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めたものについて交付を決定するものとする。この場合において、市長は、補助に条件を付することができる。

2 市長は、前項の規定により補助金の額を決定したときは、速やかに厚木市技能職団体連絡協議会補助金交付決定通知書（第2号様式）によりその旨を申請者に通知するものとする。

(事業計画の変更)

第6条 申請者は、前条第1項の規定による交付決定後において、事業の計画を変更しようとするときは、事業計画変更承認申請書（第3号様式）に必要な書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるものについて、事業計画変更承認通知書（第4号様式）によりその旨を申請者に通知するものとする。

(交付時期)

第7条 補助金は、第5条第1項の規定による交付決定後、申請者の請求に基づいて交付する。

(実績報告書の提出)

第8条 補助金の交付を受けた申請者は、その事業を完了したとき又は補助金の交付決定を受けた日の属する市の会計年度が終了したときは、事業実績報告書（第5号様式）に事業報告書及び収支決算書を添えて、市長に報告しなければならない。

(監査)

第9条 市長は、必要に応じ、補助金に係る事業について監査できるとともに、その適正な執行について、補助金の交付決定を受けた申請者に勧告することができる。

(補助金の返還)

第10条 市長は、補助金の交付を受けた申請者が、偽りその他不正行為により補助金の交付を受けたとき、活動を中止したとき又は補助金の交付要件を欠いたときは、既に交付した補助金の全部又は一部の返還をさせることができる。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

第1号様式（第4条関係）

厚木市技能職団体連絡協議会補助金交付申請書

年 月 日

（あて先）厚木市長

住所又は所在地
団 体 名
氏名又は代表者名

次のとおり申請します。

1 事業名	
2 期間	
3 施行場所	
4 事業費	円
5 申請額	円
6 添付書類	<input type="checkbox"/> 事業計画書 <input type="checkbox"/> 収支予算書

第2号様式（第5条関係）

厚木市技能職団体連絡協議会補助金交付決定通知書

年 月 日

様

厚木市長

年 月 日付けで申請のあった市補助金については、次のとおり決定したので通知します。

1 事業（事務） の 名 称	
2 補助金交付 決 定 金 額	円
3 補 助 条 件	<p>(1) この補助金は、厚木市技能職団体連絡協議会の運営のために交付するものであり、目的外への使用は一切しないこと。</p> <p>(2) 市の監査を求められたときは、関係書類を提示すること。</p> <p>(3) 不正な方法により補助金の交付を受けたことが判明した場合には、補助金交付の決定が取り消され、交付された補助金の全部又は一部の返還を命ずることができるものであること。</p> <p>(4) 補助事業が完了したときは、定められた期限までに事業実績報告書及び収支決算書を市長に提出すること。</p> <p>(5) 交付時期</p>

第3号様式（第6条関係）

厚木市技能職団体連絡協議会事業計画変更承認申請書

年 月 日

(あて先) 厚木市長

住所又は所在地
団 体 名
氏名又は代表者名

次のとおり申請します。

1	事業（事務） の 名 称		
2	施 行 場 所		
3	変 更 申 請 金 額 等	変 更 申 請 金 額	円
		同 上 算 出 基 礎	
4	変 更 の 理 由 及 び 内 容		
5	変 更 日	年 月 日	
6	添 付 書 類	<input type="checkbox"/> 変更事業計画書 <input type="checkbox"/> 変更収支予算書	

第4号様式（第6条関係）

厚木市技能職団体連絡協議会事業計画変更承認通知書

年 月 日

様

厚木市長

次のとおり承認します。

1 事業（事務） の 名 称	
2 変更補助金額	円
3 条 件	
4 指 示 事 項	

第5号様式（第8条関係）

厚木市技能職団体連絡協議会事業実績報告書

年 月 日

（あて先）厚木市長

住所又は所在地
団 体 名
氏名又は代表者名

次のとおり報告します。

1 事業（事務）の名称	
2 施 行 場 所	
3 事 業 費	円
4 補助金交付決定額	円
5 事業完了年月日	年 月 日
6 実 績 の 概 要 （内容、効果等）	
7 添 付 書 類	<input type="checkbox"/> 事業報告書 <input type="checkbox"/> 収支決算書